

議案番号	第3号
上程 年月日	2020.3.30. (第26次)

議決事項

## 人工知能(AI)-IP 特別専門委員会の 構成・運営計画 (案)

(仮訳)

国家知識財産委員会

提出者	国家知識財産委員会委員長 ジョン・ギェン ジョン・サンジョ
提出年月日	2020.3.30.

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「人工知能(AI)-IP特別専門委員会の構成・運営計画(案)(2020.3.30.)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(<http://www.ipkorea.go.kr>)

**【免責条項】**本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 1. 議決主文

○ 「人工知能(AI\*)-IP\*\*特別専門委員会の構成・運営計画(案)」を別紙のとおり議決した。

\*Artificial Intelligence \*\* 知的財産(Intellectual Property)

## 2. 提案理由

○AI時代の到来\*により、AIによって創出される新しいIPの登場とともに、これと関連したIP 이슈\*\*が取上げられている。

\*人間の知的能力を遂行する水準まで発展したAIは、技術・産業・経済など社会全般に渡り影響を及ぼし、とりわけ人間の知的能力の産物である発明・著作・創作などのIPに対し膨大な波及力が予想される。

\*\* (例示) 発明者・著作者としての適格性、AI マシンラーニングに使用されるデータの著作権保護の有無など

※AI関連分野の特許出願年平均増加率(2013年～2016年)は、マシンラーニング 28%、コンピュータビジョン 24%、ロボット制御技術 55%で、急激な増加傾向を見せている(WIPO、世界知的所有権機関、2019年)。

○AIによる新しいIP保護としてイノベーションの誘引\*を提供しつつ、公共の社会・経済的恵沢も増進できるよう、既存のIP法・制度に対する補完及び整備が要求されている状況である。

\*加速化するAI技術の発展と現行のIP法・制度体系の乖離が大きくなる場合、AIイノベーション及び拡散の遅滞要素として作用する恐れがある。

○そこで、国家知識財産委員会はAI関連のIP法・制度・政策改善方向(案)に対する専門的検討に向けて、傘下の「AI-IP特別専門委員会」を構成し運営することにした。

## 3. 主要内容

○(目的)AI関連IP創出・活用の促進及び均衡のとれたIP保護基盤構築に向け、産・学・研・官合同による政府部処レベルで法・制度・政策改善方向(案)を策定

○(構成)国家知識財産委員会委員長が、AI技術の研究開発、特許・著作権法、産業界及び関連機関の政府部処などの専門家・関係者の中から委嘱(20名前後)

- ・民間：AI-IP関連技術・産業・法制などの分野における産・学・研の専門家
- ・政府：科学技術情報通信部、文化体育観光部、特許庁など

○(運営)特別専門委員会は、委員の委嘱時から1年間運営\*し、原則として月1回の開催とし、必要時には随時開催

\*必要時には国家知識財産委員会委員長の決定で期限延長できる(国家知識財産委員会運営細則第14条)

※知的財産戦略企画団のTF構成・運営及び研究用役の推進を通じて運営を支援

#### 4. 今後の計画

○「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会の構成・運営計画(案)」に係る案件の上程(2020年3月)

○特別専門委員会及び小委員会の構成(2020年4月)

○法・制度・政策改善方向(案)の中間報告(2020年12月)

○本会議において「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会」の運営結果報告(2121年3月)

ー特別専門委員会の結果により関連政府部処と協議を行い、必要時には法・制度・政策改善方向(案)を設定して本会議への上程を推進

別紙

---

人工知能(AI)-IP 特別専門委員会の  
構成・運営計画 (案)

---

2020. 3. 30.



国家知識財産委員会

## 1. 推進背景

○AI時代の到来\*により、AIによって創出される新しいIPの登場とともに、これに関連したIP 이슈\*\*が取上げられている。

\*人間の知的能力を遂行する水準まで発展したAIは、技術・産業・経済など社会全般に渡り影響を及ぼし、とりわけ人間の知的能力の産物である発明・著作・創作などのIPに対し膨大な波及力が予想される。

\*\* (例示) 発明者－著作者としての適格性、AI マシンラーニングに使用されるデータの著作権保護の有無など

○AIによる新しいIP保護としてイノベーションの誘引\*を提供しつつ、公共の社会・経済的恵沢も増進できるよう、従前のIP法・制度に対する補完及び整備が必要である。

\*加速化するAI技術の発展と現行のIP法・制度体系の乖離が深くなる場合、AIイノベーション及び拡散の遅滞要素として作用する恐れがある。

○そこで、国家知識財産委員会はAI関連のIP法・制度・政策改善方向(案)に対する専門的な検討に向けて傘下の「AI-IP特別専門委員会」を構成し運営することにした。

## 2. 推進現況及び必要性

○(推進現況)AI関連のIP 이슈に対し関連部処は個別に対応している。

－(科学技術情報通信部)AI法・制度の改善を推進(AI法・制度の研究フォーラム、AI法制整備団の運営)

－(文化体育観光部)著作権法の改訂を推進(上半期の目標、著作権法改訂の研究班運営)

－(特許庁)特許法・制度・審査指針の改善計画、AI分野IP協議体の運営

※世界知的所有権機関(WIPO)は、AI特別セッションを開催(2019年9月)、AI-IP政策に対するイシュー報告書の公開(参考1)及び意見収集、今後AI-IP政策を追加で議論する予定(2020年5月11～12日)

※「人工知能(AI)関連のIP法・制度・政策改善の方向設定に向けて中央政府部処・民間の専門家と懇談会」を開催(2020年2月19日)し、特別専門委員会の構成に対する認識を共有

○(必要性)特許権・著作権など様々な種類のIPに対し、政府部処レベルで総合的観点からIP法・制度・政策改善の方向を設定する必要がある。

－AI関連のIP 이슈などに対し、AI産業の発展とIP保護の均衡を模索するために国家知識財産委員会のレベルで検討・議論の体系が必要

◆AI関連IP法・制度・政策改善方向(案)に対する専門的検討に向け、国家知識財産委員会は傘下に「AI-IP特別専門委員会」を構成\*・運営

ー関連イシューに対する政府部処レベルでの対応方向(案)を設定

\* (根拠) 知識財産基本法施行令第6条

3. 「AI-IP 特別専門委員会」の構成・運営計画(案)

□ 目的

○ AI 関連 IP 創出・活用の促進及び均衡となる IP 保護基盤の構築に向け、産・学・研・官合同により政府部処レベルで法・制度・政策改善方向(案)を策定

□ 構成(案)

○ (委員長) 国家知識財産委員会の民間委員若しくは専門家の中から委嘱\*

○ (委員) AI 技術研究開発、特許・著作権法、産業界などの専門家及び政府関連部処の公務員の中から委嘱\*(20名前後)

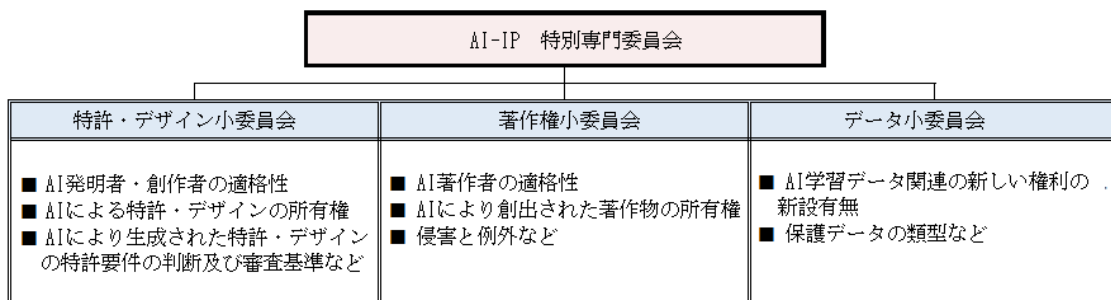
ー民間：AI-IP 関連技術・産業・法制などの分野における産・学・研の専門家

ー政府：科学技術情報通信部、文化体育観光部、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、特許庁など

\*民間委員(長)は関連政府部処の推薦などにより構成し、国家知識財産委員会委員長が委嘱

○ (小委員会) IP 分野・イシューにより小委員会を構成し運営

<小委員会の構成(例示)>



※特別専門委員会の全体会議を通じて個別小委員会で共通する技術・産業情報の提供のために「AI 関連技術・産業小委員会」など小委員会の構成(案)について議論・決定

□ 運営(案)

○ (会議の開催時期)原則として月1回の開催とし、必要時には随時開催

※特別専門委員以外にも争点事項に対する議論のために必要であると認める場合には、外部の専門家も参加

○(存続期限)委員委嘱時から1年間

※必要時に国家知識財産委員会委員長の決定により期限延長(運営細則第14条)

○必要時に特別専門委員及び外部専門家でフォーラム\*を構成・運営し、公開セミナー及び付帯行事などを通じてIP 이슈ーに対する様様な意見検討・反映

\*必要時に政府関連部処・第4次産業革命委員会などと連合して推進

○小委員会を通じてIP 이슈ーに対する国内現況及び海外事例などを綿密に検討し、政府関連部処の推進事項との連携及び意見収集を通じて改善方向\*を導出

\*AI技術・産業発展に向けて新しいIP保護体系の導入など

□ 期待結果(案)

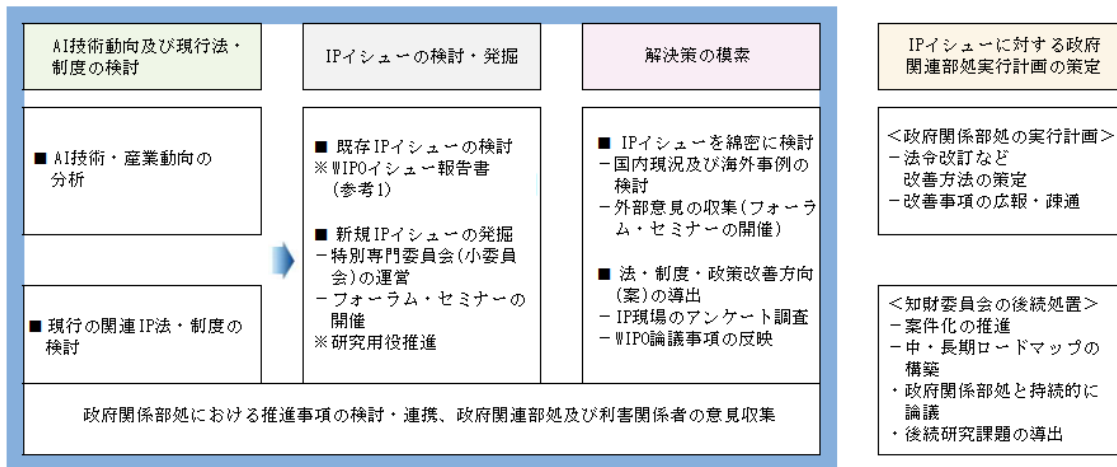
○①AI技術産業動向の分析、②現行の関連IP法・制度の分析、③AI関連IP 이슈ーの発掘・検討、④今後の対応方向(案)の導出

○関連政府部処はIP 이슈ー改善方向(案)を反映し、実効性のある実行計画(案)を設定し推進

※中央行政機関の長は、知的財産関連法令の制・改訂、主要政策・計画策定に対する内容を国家知識財産委員会に報告し、委員会はこれに対する意見を提示(法第13条)

※必要時に後続研究課題の導出推進

「AI-IP 特別専門委員会の運営手続き(案)」



□ 特別専門委員会支援体系の構成・運営(案)



○(知識財産戦略企画団)TF を構成し特別専門委員会(小委員会)の運営及び部処への協力支援

○(研究用役)特別専門委員会(小委員会)の運営支援及び結果の取り纏め・案件化、国内外の事例調査分析、フォーラム・セミナーの開催及び結果取り纏めの支援、WIPO の議論参加支援など

#### 4. 今後の計画(案)

○「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会の構成・運営計画(案)」に係る案件の上程(2020年3月)

○特別専門委員会及び小委員会の構成(2020年4月)

○本会議において「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会」の運営結果報告(2021年3月)

※政府関連部処との協議及び必要時に中間報告を推進(2020年12月)

#### 《人工知能(AI) IP 特別専門委員会の構成・運営細部日程(案)》

日程	内容	備考
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別専門委員会の構成・運営計画(案)の策定</li> <li>■特別専門委員会の構成・運営計画(案)の案件上程・議決推進</li> <li>■研究用役の推進</li> <li>■委員候補の推薦及び構成</li> </ul>	計画(案)報告(委員長)
4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1次・第2次会議の開催</li> <li>①特別専門委員会(小委員会)の構成及び今後の日程を議論</li> <li>②IP イシューの検討・発掘</li> <li>③フォーラムの構成及び公開セミナー開催方案の議論・推進</li> <li>④IP イシュー別の法・制度改善方向(案)議論</li> <li>※WIPO 議論事項(参考1)及び次世代・バイオ IP 特別委員会の運営結果(参考2)の検討</li> <li>■WIPO の議論参加推進</li> </ul>	IP イシュー分析結果報告 フォーラム・セミナー開催
6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第3次・第4次会議の開催</li> <li>－国内外の現況分析、他部処推進事項の検討</li> <li>－IP イシュー別法・制度改善方向(案)の議論</li> <li>■セミナーなど開催推進</li> </ul>	—
8月～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第5時～第6時会議の開催</li> <li>－IP イシュー別法・制度改善方向(案)の議論</li> <li>■IP 現場の意見収集、政府関係部処との協議</li> <li>■フォーラム・セミナーなど開催推進</li> </ul>	中間結果の報告 フォーラム・セミナー開催
11月～21年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第7次～第9次会議の開催</li> <li>■最終結果報告及び案件化の推進</li> </ul>	特別専門委員会の運営期間延長可否の検討

## &lt;特許&gt;

 イシュー 1 : 発明者としての適格性(Inventorship)及び所有権

◆ (議論の背景) AI は①発明を支援する手段であったが、技術発展により②AI による自律的な発明が可能となり、AI がした発明の発明者として指定した特許出願の事例が観察されるなど、新しい争点が発生

1-1. AI も発明者としての適格性を認めるべきなのか。

—AI に発明者としての適格性を付与することができるのか、若しくは人間にだけ発明者としての適格性を限定すべきかについての政策的な判断

1-2. 発明者としての適格性と所有権に対する規律方式は。

—AI がした発明の発明者としての適格性と発明の所有権を取り扱うための法律的規律が必要なのか、若しくは関連する私的協約に従うべきなのかについての決定

1-3. AI により自律的に行われた発明は、特許保護の利用可能性から排除すべきなのか。

 イシュー 2 : 特許可能な対象(Patentable Subject Matter)と特許適格指針

◆ (議論の背景) 特許可能な対象についての判断において、コンピュータが支援した発明に対する処理方式を AI が支援した発明にもそのまま適用できるのか。

2-1. AI による自律発明も特許対象になるのか。

—AI による自律的に行われた (autonomously generated) 発明の特許可能な対象についての判断

2-2. AI が支援した発明に対する法制度の準備及び審査基準の改訂が必要なのか。

—AI が支援した (AI-assisted) 発明を取り扱うために特別な法規を構築すべきか、若しくは既存の法制度 (コンピュータが支援した発明処理方式) を適用すべきかについて議論

—AI が支援した発明のために特許審査基準の改訂が必要なのか。あるいは必要であれば改訂が必要な条項はどのようなものなのかについての議論

 イシュー 3 : 進歩性若しくは非自明性(特許登録要件)

◆（議論の背景）特許の核心要件である発明の進歩性又は非自明性\*は、「その発明の属する技術分野において通常の知識を有する者が先行技術を活用して容易に発明をすることができるときは、その発明については特許を受けることができない(特許法第29条第2項)」を要求

\*韓国は進歩性(inventive step)、米国は非自明性(non-obviousness)で規定

3-1. AI 発明に進歩性の要件をどのように適用すべきか。

ーAI 発明が属する「技術分野」はどのように定義すべきなのか。AI を適用した発明により台頭した製品・サービスを技術分野としてみなすことができるのかなどについて議論

ーAI 発明でも「該当分野において通常の知識を有する者」の基準を維持すべきなのか。特に、「者」を「該当技術分野においてデータで訓練されたアルゴリズム」に代替することが可能なか否か。

3-2. AI 発明が先行技術の範囲と判断にどのような影響を与えるのか。

ーAI が生成したコンテンツを特許要件判断時に先行技術\*(prior art)の資格を備えたものとみなすことが可能なか否か。

\*特許出願前にすでに一般大衆に公開された技術

ー上記の3-1において「者」を「AI のアルゴリズム」に代替することになれば、先行技術基盤に対する(prior art base)判断にどのような影響を及ぼすのかについての予測

□ イシュー4：公知(Disclosure：技術の公開)

◆（議論の背景）特許制度は技術を体系的に記録・公開し、利用・アクセスを保証するとともに、十分なレベルの公開により通常的な技術者の再現可能性を保証すべきであるが、AI は既存の公知制度に新しいイシューを提起

4-1. AI アルゴリズムの公開範囲をどのように判断できるのか。

ーAI のマシンラーニングは投入されたデータが変更されればアルゴリズムの変更に繋がりが、初期アルゴリズムの公開だけで充分であるとみなすことができるのか否か。

4-2. アルゴリズムに対する寄託(deposit)制度が必要なのか。

ー微生物分野では登録された微生物を寄託する制度を運営しているが、類似な体系がアルゴリズムに対しても有用するか否かについての議論が必要

4-3. アルゴリズム訓練に活用された資源とデータも公開対象なのか。

ー①アルゴリズム訓練に使用されたデータを公開するか、若しくは特許出願時に詳細に記述すべきなのか、②データの選択及びアルゴリズムの教育に使用された人的専門知識(human expertise)も公開対象なのかなどについての争点

□ イシュー5：特許制度のための一般政策にかかる考慮事項など

◆（議論の背景）特許制度の根本的な目的は、人的・金融資源の投資と発明創出における危険リスクを奨励し、革新を誘導することである。

☞AIによる自律発明の出現は、AIが創出する発明に対する特許誘引(patent incentive)の適切性についての再評価を要求

5. AI 発明促進に向けて特有の知財権システムが必要なのか。

ーAIのための革新インセンティブを造成するために、AI発明に対する特有な(sui generis)知財権システムを考案すべきなのかについての判断が必要

ー現段階\*においてこのようなイシューを考慮することは時期尚早なのか。

\*AIの科学・技術に対する影響が継続的に速く明らかになっており、現段階においてその影響やどれが政策的に可能な処置などが適切なのかについての理解が不十分な状況である。

<著作権及び著作隣接権(Related Rights)>

□ イシュー6：著作者としての適格性(Authorship)及び所有権

◆（議論の背景）AIは自ら文学・芸術作品を創作する能力があり、「人間」の創造的精神と密接に関連している著作権制度に新たなイシューを提起

6-1. AIにも著作者としての適格性及び法人格を認めるべきか。

ーAIにより自律的に創出された独創的な文学・芸術作品などの著作権が、AIに帰属されるべきなのか、若しくは人間創作者に帰属されるべきなのか否か。

※これに対する政策的立場は、結局人間とAIの創造性に等々な価値を置くべきか。若しくは人間を優先すべきかについての社会的議論と関連がある。

ー独創的な作品などを創出するAIに法人格(legal personality)を付与し、当該法人格は企業(法人)と類似するよう管理・売買できるべきなのかについて議論

6-2. AI関連の特有の(sui generis)著作権保護制度を設定すべきなのか。

—AI が自律的に創出した独創的な文芸作品に対し、既存の著作権制度より保護期間を短縮するなど、別途の保護制度が必要なのかについて議論

□ イシュー7：侵害と例外

◆（議論の背景）AI はデータを通じた学習により創作することができるが、この時に使用されたデータを著作権的にどのように取り扱うべきかについての議論が必要

7-1. マシンラーニングのために、許可なしで著作権のある作品に存続するデータを使用した行為は、著作権侵害なのか。

—著作権侵害として判断できるのか否かにより、実務的に提起されるイシューが異なることがある(7-2 あるいは 7-3)

7-2. (侵害でないのであれば) AI の訓練に、そのようなデータを活用することに対し、著作権法などに明示的な例外条項を新設すべきなのか。

7-3. (侵害であるのであれば) データの自由な流れに与える不正的な影響力を鑑み、侵害の例外認定などの規定が必要なのか。

—AI の開発とこれを通じた革新を促進するためのデータの自由な流れ(free flow of data)にどのような影響を及ぼすかについて議論

—創作のための非商業的な使用・研究用としての使用など、制限された活用に対する例外認定有無及び現行法上の例外事項など\*(教材、データマイニングなど)が問題となる著作権侵害と、どのように相互作用するかについての議論

\*著作権法第 35 条の 2 で規定した著作物の一時的な複製に対する免責規定など

—どのような政策介入がライセンスを促進するために必要なのかについての議論

—特に、AI により多数の著作権作品などが作られる時に、データを許可なしで使用したことをどのように調べ、法律により取り締まることができるのかについての議論

□ イシュー8：AI の映像合成・捏造技術(Deep Fakes)

◆（議論の背景）人とその人の属性(例：声、外見)を模写した類似物を生成する技術の禁止・制限又は承認を取り囲む論争が存在

8. Deep Fakes と関連して著作権イシューはどのようなものなのか。

—Deep Fakes を作るために活用したデータが著作権の対象になり得るが、Deep Fakes の著作権は誰に属すべきなのか。

ーDeep Fakes に活用された類似物と、実際の公演主体らに対する公正な補償体系が必要なのか否かについての議論

□ イシュー9：一般政策のイシュー

9. AI の応用などに内在された偏見(bias)に、与えられた著作権の予測された若しくは意外な結果などがあるのか。

ー又は、AI 内革新の奨励より著作権制度の保存と人間による創造の尊厳性、若しくはその反対の状況を鼓吹するために想像できる、必要のある社会政策などの体系(a hierarchy of social policies)があるのか。

<データ>

□ イシュー10：データ関連の追加権利

◆ (議論の背景) AI は訓練・確認のためにデータを活用するマシンラーニングに依存するため、AI の核心構成要素であるデータ関連のイシューは重要

10-1. データと関連した新たな権利体系が必要なのか。

ー現行の法制度(著作権法、特許法、不正競争防止法など)及び類似の保護体系\*、契約及び技術的な処置だけでデータの保護が十分なのかについての判断

\*現在も発明を具現したデータは特許で、独創的なデザインと文芸作品は各々デザイン権と著作権で保護し、事業的価値を有する秘密データは営業秘密で保護されている。

☞ 新しい権利の必要性は、①有用なデータの開発を促進できるか否か、②データ関連の利害関係者(データの主体、生産者、使用者など)に適切な補償を提供できるか否か、③公正な競争の保障ができるか否かなどの観点から検討

ー新しい権利の創設を考慮するのであれば、政策的根拠と保護対象になるデータの類型、どのような権利形態(排他的権利 or 補償権 or 両方とも\*)が適切なのかについての議論

\* (英語原文) If new IP rights were to be considered for data, what IP rights would be appropriate, exclusive rights or rights of remuneration or both?

ー新しい権利は商業的価値のようなデータ固有の特性又は不正競争・活動などからの保護\*又は両方に根拠すべきなのか。

\*不適切か、又は不公正であると思われるデータが、ある種類と関連し一定した形態の競争又は活動からの保護

10-2. 新しい権利体系を通じて保護するとしたら、その波及効果と執行手段は。

—新しい権利体系が、AI・科学・技術の向上又はAIを活用した事業化に必要なデータの自由な流れにどのような影響を及ぼすのか。

—新しい権利体系に対する効果的な執行方式に対する議論が必要

#### <デザイン>

□ イシュー11：創作者としての適格性(Authorship)及び所有権

◆（議論の背景）デザインもAIの支援を受けて創作(例：CAD)するか、AIが自律的に創作する二つの場合があるので、創作者性及び所有権と関連して特許/著作権と類似な議論(イシュー1、6)が必要

11-1. AIにも創作者としての適格性が認められるのか。

—AIが自律的に生産した独創的なデザインに対し、創作者としての適格性が認められるのか。若しくは人間だけに創作者としての適格性を限定するののかについての政策的な判断

11-2. 創作者としての適格性と所有権に対する規律方式は。

—AIの創作者としての適格性とデザイン所有権の帰属に関する法律的规定の導入が必要なのか、若しくはある適切な私的協約に従うべきなのかについて決定

#### <技術の格差(Technology Gap)及び能力開発>

□ イシュー12：能力の開発(Capacity Building)

◆（議論の背景）AI専門性と能力を備えた国は一部に過ぎない。AI技術が早く発展するほど技術の格差が悪化する可能性がある。これに対する問題と挑戦課題はIP政策を超え、労働政策、倫理、人権などのイシューなどが含まれ、本報告書はIP、革新、創造的表現のみ関心

12. 国家間AI技術の格差を緩和するIP政策の措置はどのようなものがあるか。あるとしたらその政策方案の性格は実際の(practical)なのか、方針的(policy)なのか。

#### <AIによるIP関連の行政決定についての責任性(Accountability)>

□ イシュー13：AIが遂行したIP関連の行政決定などに対する責任制

◆（議論の背景）AI を活用\*した IP 出願行政と審査(prosecution)などで取られる意思決定に対する責任問題などを提起

\* (例)AI 基盤の自動翻訳とイメージの認識

13-1. 責任性を保障するためにどのような政策的・実際の措置などが取られるべきか。

※例示：IP 行政において AI の使用と、使用された技術について透明性を激励

13-2. AI による意思決定を促進するために必要な新たな立法的措置は。



## I. 既存の委員会上程案件

### ① 次世代知的財産特別専門委員会の運営結果(案)(第 22 次、2018 年 5 月 10 日)

○背景：第 4 次産業革命の核心技術分野において、知的財産法制度のインフラまで包括する統合的な分析及び対応方向について議論が必要

※次世代知的財産特別専門委員会の設置(2017 年 2 月～2018 年 2 月)、計 7 回の会議開催

○主要内容：未来知的財産 이슈の選定及び政策化の提案

－人工知能(AI)創作物及び発明に対する保護有無と範囲などについて検討

⇒(提案内容)AI 創作物の著作権による保護有無及び AI 発明に対する特許進歩性の判断基準に対する議論\*について推進など(関連：[参考 1]イシュー1、6)

\*進歩性は技術及び知識水準によって判断基準が異なることがあり、AI 環境においてどの程度の水準を進歩性有無として判断すべきかなど

－AI などに使用される複製に対する免責規定(著作権法第 35 条の 2)の具体的な適用可能性及び方法などについて模索(関連：[参考 1]イシュー7)

### ② バイオ産業 IP 特別専門委員会の運営結果(案)(第 26 次に上程予定、2020 年 3 月)

○背景：AI バイオヘルス産業の核心新技術として浮上しており、人工知能が融合された医療技術の特許出願が急増\*

\* (2013 年)48 件 → (2014 年)73 件 → (2015 年)58 件 → (2016 年)127 件 → (2017 年)92 件

○主要内容：海外事例の分析及び産業界－専門家－特許庁などの関係部処 TF を通じてバイオヘルス分野の AI 審査ガイドラインを構築(関連：[参考 1]イシュー2)

## II. 専門委員会の政策イシュー

### ① 境界創作物保護のための制度的改善方案(2018 年、新知識専門委員会)

○背景：新技術の登場により保護を受けられない境界創作物\*の増加

\*アイデアとして保護されない放送フォーマット、現行の IP 法により保護を受けられない AI 創作物など

○主要内容：産業振興のために、AI 創作物に対する保護要件、期間、権利帰属及び刑事責

任など多角的な検討が必要(関連:[参考1]イシュー6)

○推進実績: 未来環境に適合した著作権法制度改善のために分野別の協議体を構成及び運営し、ビッグデータの収集・処理時に発生する複製行為に対する著作権の責任免責規定\*を検討(文化体育観光部)

\*情報解釈に必要な範囲に限って著作物の複製・翻案ができる規定など

## ② ビッグデータの保護及び利用促進のための法的課題(2020年、新知識専門委員会)

○背景: データの活用に著作権侵害の恐れがあり、AIが収集して生成した「非定型データ」は現行法上の保護が不十分。

○主要内容

ー韓国型データの取引ガイドラインを制定し、必要な範囲に限り著作物データの利用許諾など、著作権法改訂の検討が必要(関連:[参考1]イシュー7)

ーデータに対する不正取得・使用・公開行為を不正競争行為として規律するなど、データの権利者を保護できる法律改訂が必要(関連:[参考1]イシュー10)

○推進計画: 著作権法の全部改訂に向けて著作権研究班\*を運営し、著作権法改訂の推進及び検討中(2019年12月～2020年5月)

\*新技術(ビッグデータ)環境に対応して、ビッグデータ産業の活性化及び著作権者の権益保護を均衡に反映するための方案を研究